又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

②・③　（略）

⑵　（略）

４～８　（略）

９　「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

10～12　（略）

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（略）

資　　産　　の　　部

Ⅰ　流　動　資　産　　千円

（略）

（削る）

（略）

Ⅱ・Ⅲ　（略）

負　　債　　の　　部

（略）

Ⅰ　流　動　負　債

（略）

（削る）

（略）

Ⅱ　（略）

（略）

記載要領

１～12　（略）

13　「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。

14～21　（略）

件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

②・③　（略）

⑵　（略）

４～８　（略）

９　「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

10～12　（略）

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（略）

資　　産　　の　　部

Ⅰ　流　動　資　産　　千円

（略）

繰延税金資産　　×××

（略）

Ⅱ・Ⅲ　（略）

負　　債　　の　　部

（略）

Ⅰ　流　動　負　債

（略）

繰延税金負債　　×××

（略）

Ⅱ　（略）

（略）

記載要領

１～12　（略）

13　流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。

14～21　（略）